

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/

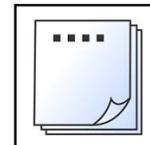


トピックス

- ◆ 労働保険の申告と月額算定基礎届のお知らせ
- ◆ 労務 Q & A
- ◆ 安全衛生特集⑤
- ◆ 社会保険の被扶養者の認定基準について
- ◆ 外国人雇用状況の届出について

● 労働保険の申告と月額算定基礎届のお知らせ

6 月 1 日から労働保険の申告、7 月 1 月からは月額算定基礎届の期間です。前回ご説明した通り、**いずれも 7 月 10 日までの期間**となっております。ご不明な点や手続き代行のご依頼がございましたら私までご連絡下さい。



手続き

● 社会保険の被扶養者の認定基準について

社会保険に加入した本人は**被保険者**といいます。その被保険者により生計を維持するものを**被扶養者**といいます。様々な要件がございます。

1. 被扶養者の範囲

要件	続柄
① 主としてその被保険者により生計を維持するもの	直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹
② 同一世帯及び主としてその被保険者により生計を維持するもの	3 親等内の親族 (①の該当者を除く)、事実婚の配偶者の父母及び子、事実婚配偶者死亡後のその父母及び子

2. 被扶養者についての生計維持関係の認定基準

同一世帯かどうか	認定対象者の年間収入の要件
同一世帯に属している	年間収入 130 万円未満 (60 歳以上または障害者は 180 万円未満) かつ、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満
同一世帯に属していない	年間収入 130 万円未満 (60 歳以上または障害者は 180 万円未満) かつ、被保険者からの 援助による収入額は少ない

<ポイント>

- (1) 上記の他に「同一世帯に属している場合で、**被保険者の年間収入を上回らない場合**で被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき」との要件もありますが、私の実務経験上では年金事務所から理由書等の添付書類が求められ、審査が一層厳しなり、**認められるケースは殆どない**と考えられます。
- (2) 被扶養者届を記入する際に、収入欄に関しては過去の年間収入ではなく、**今後 1 年間の年間収入見込額**を記入します。**給与の他に年金収入等も対象**になります。

● 労務 Q&A

Q 社会保険に加入している従業員が途中から病気で休職しております。休職中も社会保険料を支払わなければいけませんか？

A 休職中であっても健康保険の被保険者としての身分は継続するため、社会保険料を支払う必要があります。休職中の場合は、社員に対して給料を支払う義務はありませんが、給料が0だとしても社会保険料は免除されませんので労使折半して保険料を納める必要があります（産前産後、育児休業期間中の保険料免除制度を除く）。

休職期間中の社会保険料負担はトラブルになるケースが多いため、下記のような保険料徴収方法があります（就業規則等により周知する必要があります）。

1. 休職期間中の従業員が傷病手当金受給の対象者であるなら、傷病手当金をいったん会社が受領し、社会保険料控除後に本人に傷病手当金の差額分を支払う。
2. 毎月、社員から会社へ自己負担分を振り込む。
3. 会社が立て替えて支払い、復職後に本人から徴収する。
4. 復職後の賞与で相殺する又は退職金支給対象者であれば退職金で相殺する。



※実際に休職に入る社員に対しては同意書を取ることをお勧めします。

● 外国人労働者の外国人雇用状況の届出について

「外国人雇用状況の届出」は、外国人の雇入れ及び離職の際に、全ての事業主が届け出る必要があります。

- ①雇用保険の加入等の手続きの場合は、雇用保険被保険者資格取得届又は雇用保険被保険者資格喪失届の様式に記載欄があるため届出は不要です。
- ②雇用保険の加入対象とならない方は、外国人雇用状況届出書（様式第3号）を提出する必要があります（届出期限：雇入れ・離職いずれも翌月末日）
- ③在留資格の変更が生じた場合にも「在留資格の変更に係る外国人雇用状況届出書」の届出が状況によって必要になります。例えば、技能実習生については技能実習2号終了後に、帰国するか技能実習3号に移行するかの選択となりますが、継続して技能実習3号になった場合は手続きが必要です。



手続きを怠ると、ハローワークから問い合わせがあるケースもあります。

● 安全衛生特集⑤（人力による重量物の取扱い）

製造業では、労働災害としての腰痛で、毎年600～900人が4日以上休業しています。年齢別では、40歳未満の方の被災率が高くなっております。人力による重量物の取り扱い、法律によって制限されているため、運搬できる重さを男女別に表にしました。

年 齢	男 性		女 性	
	断続作業	継続作業	断続作業	継続作業
満 16 歳未満	15 kg未満	10 kg未満	12 kg未満	8 kg未満
満 16 歳以上満 18 歳未満	30 kg未満	20 kg未満	25 kg未満	15 kg未満
満 18 歳以上	体重のおおむね 40%以下となるように努めること。		さらに男性が取り扱うことのできる重量の 60%位まで。	

★上記の重量を超える重量物を取り扱わせる場合、適切な姿勢にて身長差の少ない労働者2人以上にて行わせるように努めること。この場合、各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること。

※妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性は禁止されています。